

第二十八回国会 衆議院 文教委員會議録 第十五号

昭和三十三年四月二日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 山中 貞則君 理事 河野 正君

理事 佐藤 次郎君

杉浦 武雄君 千葉 三郎君

渡海 元三郎君 永山 忠則君

堀川 弘吉君 野依 秀市君

木下 哲君 松田 竹千代君

高津 正道君 櫻井 奎夫君

野原 麗君 辻原 弘市君

小林 信一君 平田 ヒデ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

文部大臣 松永 東君

出席政府委員

文部政務次官 白井 莊一君

文部事務官(大臣官房総務参事官) 齋藤 正君

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤 三郎君

文部事務官(総務局長) 小林 行雄君

委員外の出席者 専門員 石井 勘君

四月二日

委員北村徳太郎君、井原岸高君、濱野清吉君、戸叶里子君及び三宅正一君辭任につき、その補欠として永山忠則君、堀川恭平君、松田竹千代君、平田ヒデ君及び辻原弘市君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員石野久男君辭任につき、その補欠として野原麗君が議長の名で委員に選任された。

三月二十八日

学校保健法案(内閣提出第二二〇号)(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

四月一日

オリンピック標識の濫用防止に関する陳情書(東京都千代田区神田駿河台四の六財団法人日本体育協会会長東龍太郎)(第七七五号)

公立学校危険校舎改築費国庫補助増額に関する陳情書(東京都議会議長上条貢外九名)(第八〇二号)

教育予算増額等に関する陳情書外三件(米沢市立窪田中学校春日剛外三名)(第八〇三号)

二見中学校の屋内運動場建設費国庫補助等に関する陳情書(三重県度合郡二見町長角谷憲治郎)(第八〇六号)

盲ろう学校施設費国庫補助制度確立に関する陳情書(鳥取県教育長官崎正雄)(第八〇七号)

へき地教育振興法の一部改正に関する陳情書外十八件(北海道知事田中敏文外二十二名)(第八〇八号)

義務教育施設費半額国庫負担法制定に関する陳情書外二件(伊勢崎市議會議長下城庸作外二名)(第八〇九号)

義務教育学校施設費国庫補助に

関する陳情書(郡山市議會議長下河辺行雄)(第八一〇号)

青少年対策費及び社会教育関係経費確保等に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会長山本力蔵)(第八一一号)

公立義務教育学校施設整備に関する法律の一元化に関する陳情書外一件(東京都港区芝西久保巴町三五全国町村議會議長長岡田徳輔外一名)(第八一七号)

写真サイズの規格制定に関する陳情書(東京都新宿区四谷一の七社団法人日本写真文化協会会長竹田正雄)(第八五七号)

義務教育費の全額国庫負担等に関する陳情書(大牟田市新地町五一古賀正弘)(第八六八号)

高等学校工業課程施設の設備費補助増額等に関する陳情書(静岡県議會議長小野近義)(第九〇六号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法案(内閣提出第一三八号)

学校教育に関する件

○山下委員長 これより會議を開きます。まず義務教育諸学校施設費国庫負担法案を議題となし、審査を進めます。

質疑の通告がございますからこれを許します。佐藤龍次郎君。

○佐藤(龍)委員 まず文部大臣にお尋ねしますが、この法案は、文教委員会、たびたび問題になったものでございまして、義務教育の国庫負担の問題については相当地議論がありますが、今度の法律の中で、私たちが一番不満に思うのは、中学校の方は二分の一の負担になっておりますけれども、小学校の方には三分の一ということになっております。

これがどうして中学校と同様に二分の一の負担にならないのか、まずこの一点を大臣あるいは小林管理局長にお伺いしたいと思います。

○小林(行)政府委員 小学校の整備の負担率が、従来通り三分の一でござい

ます点につきましてはお尋ねでございますが、文部省といたしましては、前々回の国会での付帯決議の線に沿いまして、一応予算の折衝も負担率二分の一ということ、財政当局と話し合

をいたしたのでございますが、本年度の予算のソクの関係から、これが実現を見なかつたのでございます。しかし将来できるだけ早い機会に、この小学校の整備につきましても三分の一の負担率を二分の一に引き上げるように、努力をいたしたいと考えております。

○佐藤(龍)委員 私たちもやはり地元の方で非常に心配しておりますのは、小学校の不正常授業あるいは危険校舎につきましまして、なかなか整備が整わぬ点であつて、おそらく文部当局もよく

御承知だろうと思ひます。現在なお不正常授業並びに危険校舎の対象となつております総数はどのくらいあるものか。小林管理局長に御説明願ひたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 御承知のように不正常の関係は、その児童、生徒数と、教室の整備されておる坪数との関係によつて、非常に違つて参るわけ

でございますが、明年度の予算におきましては、従来三十一一年五月一日現在の不正常の坪数というものを取りまし

て、それを年々解消するという事でやつてきておるわけでございます。三十三年度の初めに、小学校におきましては大体十一万坪程度の不足坪数がある。これを三十三年度には、約その半

分の六万一千坪を解消するというような計画を立てております。しかし御承知のように、小学校につきましまして、児童の数が三十三年度以降急激に減少して参ります。三十六年、三十七年に

なりますと、約二百万円以上の児童が減つてくるということがございますので、文部省といたしましては、明年度以降につきましましては、従来の計画と違つた新しい計画をもちまして不正常授業の解消に當りたい、かように考えております。

なお中学校の点につきましては、本年度は相当やはり減つて参りますので、減つた生徒数と、それから本年度の予算で取れました中学校整備の教室数、約千七百教室でございますが、これと勘案しまして、今後整備を進めた

い、そして三十三年度、三十四年度にある程度整備をいたしますことによつて、三十五年度以降の急激な中学校の生徒の増加に対処をいたしたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 もう一点お尋ねしたいのですが、小学校、中学校の敷地の問題で、なかなか町村は困難しているのです。これは二分の一の国庫補助をお願いしたいのですが、なぜそれができないのか、この点をお伺いしたい。

○小林(行)政府委員 学校の校地の整備につきましても、いろいろ設置者として困難を感じておられることは、私も承知をいたしております。実は参議院の方で、これに対する国からの援助の制度を作るようにという御決議もございましたので、文部省といたしましても研究いたしまして、予算の数字には一応載せたのでございますが、実はこれにつきましても、全国の土地の価格等も統一されておらず、また敷地の購入に非常に困難を感じるというのは、全国一般の現象というよりも、むしろ大都會その他局地的な性格がございまして、明年度におきましてはこれを一応起債に譲ることになっております。従来校地の買収費は起債の対象になっておりませんでしたが、三十三年度におきましては、自治庁とも話し合ひをいたしまして、これを起債の対象とするということにいたしております。自治庁の方もすでに起債の許可方針の中に、この校地の買収についての一つの項目を入れておられますので、三十三年度におきましては、その点の援助制度で私どもとしては土地の整備をいたしたい、かように考えております。

○佐藤(観)委員 最近地方でいろいろ問題になっておりますのは、公立中学校の雨天運動場の新築の問題です。各地方とも今までは、危険校舎をやつと直すくらいの程度で済んだのですが、最近では少し整備されて、問題になってきたのは公立学校の雨天体育場と申しますか、屋内運動場と申しますか、こういう点については今度は法律でできるわけですが、予算とのにらみ合せがありまして、今度の予算のどこに組まれておるか。幾ら法律があつても明文だけで予算が伴わなければ、地方から出てきてもらうようにいかなければ、小林管理局長のお考えでは、三十三年度にはどれくらいの屋内運動場ができるものであるか。おそらく地方から申し込みが相当殺到してくると思うのですが、どれくらいの割当で今年度はできる予定をされているのか、御説明願いたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 中学校の屋内運動場につきましては、ただいまお話のございましたように、従来予算補助をいたしております。法律に根拠がありませんでしたけれども、予算だけ取りまして補助をいたして参つたのであります。今回の法案におきましてはそれを取り入れまして、法的根拠を与えておるのであります。

実際の執行の計画を申し上げますと、現在中学校の方は小学校に比べて、屋内運動場を持っている率がまだ低いと思ひます。大体三分の一程度しか中学校は屋内運動場を持っておりませんので、三十三年度におきましては、学校の方が教科の関係からいまして、中学校の屋内運動場につきましてはできるだけ文

部省としても力を傾けて参りたいと思つております。数字的に申しますと、昨年の五月一日現在の積雪寒冷地帯の不足数が十三万坪で、本年度の実施計画の予定坪数は二万六千坪程度でございます。これに参りますと一応不足坪数の五分の一程度、従つて三十三年度の実施計画坪数で参りますと五年間程度はかかるというふうな状況でございます。文部省としてはできるだけ予算をとりましてその年数を短縮するように努力したいと思ひます。

○佐藤(観)委員 義務教育諸学校の設備については全国的な問題でありまして、なかなか簡単にはできないことも十分承知はしております。しかし義務教育でございますから、小学校、中学校の設備に對してはやはり万全を期していただいて、一日も早くこれらの不足の校舎あるいは新築の校舎については国がどのくらい補助を与えて整備をされるかが必要であります。

もう一点お尋ねしておきたいのは、最近科学技術教育の普及によりまして、地方においても科学実験室、理科教室の要望が非常に高いわけでございます。各地方ともこの際国から半分の負担をしてもらいたい、そういうような時期がいつになるかというふうな問い合わせがあるわけでありまして。幾ら表の看板で、科学技術教育の普及といつておりまして、また大学でだけやっておりますけれども、また実地によるところの理科教育をやらないければ実効が上らないわけですから、そういう点で科学教育のおくれをおる日本でありまして、こういう問題は至急処理しなければなりません。こういう点についてどう御用意が

あるか、中学校の科学実験室に對しては二分の一くらいの補助はしなければ整備はできないと思ひますが、小林局長はどういうようにお考えになっておられますか。それはどういふように進行しておりますか、一つ伺いたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 ただいまのお尋ねは、少くとも中学校には特別教室を用意できるような基準をとるべきであるというお尋ねのように思ひます。私もいたしまして、中学校には小学校よりも特別教室の必要の程度が高うございまして、できるだけこれに十分とれるように基準を上げたいと思つておるのでございますが、現状は御承知のように、中学校一人当り一・〇八坪の基準で計算いたしましたけれども、かなりまだ整備の不足の坪数が出ますので、もう少し現状のままでこれを続けまして、この不足坪数がある程度減つたときに、私どもの申しております現在の暫定最低基準一・〇八坪を引き上げたと思つております。現状で計算いたしますと、大体標準の学校、たとえば三百人の生徒数の学校でありまして、一応特別教室が三教室程度はとれる。これはもちろんいろいろ職業関係あるいは芸術関係等にも使うわけでございますが、私どもといたしましては、ただいまお話のございましたような理科的な特別教室にできるだけ使つてもらいたい、さしたつてはそうした指導をするようにしていく次第でございます。将来の問題といたしまして、できるだけ早くこの基準坪数を引き上げるように努力をいたしたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 大臣に一点お伺いしたいと思ひます。科学技術教育につきましては、前の国会において衆議院は満場一致で決議をしたわけでございます。ところが実際にやってみると、科学教育振興といつても、ただいま申しましたように小学校、中学校の科学教育もあれば、また大学におけるところの科学教育もあるわけでございます。そういう点で両方ともできればそれにこしたことはありませんが、私たちはまず、大学の科学教育をやることも大事であるけれども、少くとも義務教育のところは基礎知識を与えなければ、それはちやうどわれわれに科学的なものがないと同じように、中学校や小学校の時代にそういうものを基礎的に教えていかないと、大学へ進むまでなかなか思うようにはいかないわけですから、そういうところへどういふようにウェイトを置かれるのか。ただいま科学技術教育は時代のはやりでありまして、今年度も御承知のように大学の学部をふやしたり、あるいは生徒数をふやしたりしているところも見受けられますが、私たちはやはり義務教育のときに科学技術教育をやつていかなければ、大学にいたつてもだめだと思ひます。そういう点においてどちらか重点を置かなければならぬと思ひます。その点を承わりたいと思ひます。

○松永国務大臣 佐藤委員の御指摘になりました科学技術振興の問題は、まことにこもつともだと思ひます。もちろん科学技術の教育は、大学教育も必要でございますけれども、仰せの通りやはり小学校、中学校から基礎教育をやつていかなければならぬということ

は当然のことでございます。従って小学校、中学校におきましても理科教育の時間をふやしあるいは数学の教育時間をふやす、こういうことについてこの八月までに学習指導要領がでますので、それまでに検討を加えましてそして増強する、こういうつもりでおります。

科学技術教室、理科教室の問題については、ただいま政府委員より申し上げた通り、まことに残念でございますけれども、三十三年度から間に合わないという現状でございますが、しかしこれは三十四年度以後には必ず間に合せて、御説のように小学校、中学校のときから基礎科学を相当教え込んでいこう、こういう予定でおります。

○佐藤(観)委員 この義務教育諸学校施設費国庫負担法というのは、これはまことに耳寄りな話で非常にけっこうであります。予算を伴うのでなかなか一朝一夕にいかないとは思いますが、しかしあとでわれわれの方の櫻井君から修正案が出ますが、いずれそのときにも御説明があると存じますが、どうか一口も早く危険校舎並びに不正常授業が解消できるような処置を文部省にとつていただきたいことを要望いたします、私の質疑を終わります。

○松永(國務)大臣 ちよつと佐藤委員の御質問に対する答へとして落ちておきた点がありますから、補充いたしておきます。これは実は三十三年度から予算の中にも理科設備費として約二割増をやっております。さらに理科教員の講習会を開きまして、そうした中学校、小学校の時代から基礎教育をするための準備をやるようになっております。その点だけをつけ加えておきます。

○山下委員長 櫻井奎夫君。

○櫻井委員 私はこの義務教育諸学校施設費国庫負担法について少し大臣にお尋ねをいたしたいのであります。こまかい点は先ほど佐藤委員の方から質問がありましたので、重複を避けて、私はこの法案の大筋について大臣の考えをはつきりしておきたい。

この法案は、先般の第二十六国会において、御承知の通り公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案が通過いたしました。これに、本院といたしましては附帯決議をつけております。その附帯決議は、二つ分れておりますが、その中に特に「公立義務教育諸学校の施設、設備についても、政府は、すみやかに、義務教育費国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために必要な措置を講ずべきである。」「こういふ強い附帯決議を本院の名において決議いたしましたわけでありまして、今回政府が提出して参りましたところのこの施設に関する国庫負担法案を見ますと、これは明らかにこの決議を下回ることおびただしい。これは在来ありましたところのいろいろな負担の法律、たとえば公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法あるいは公立学校施設費国庫負担法の一部を改める、または危険校舎改築促進臨時措置法、こういうものもろの臨時的なものをこの法案の中に一本化してある。臨時措置法が恒久的な法になったということ、これはもちろん一歩前進でございます。しかしその負担の率を見ますと、この法案の第三条に明らかなく、二分の一あるいは三分の一と

いつて必ずしも一定していない、これはやはり国会の決議よりほかに下回るところの線であると思ふのであります。どうしてこの決議の線に沿つて、すみやかに二分の一の国庫負担をするというはつきりした線を出されなかつたか、その点について大臣の御説明をいただきたいと思ふのです。

○松永(國務)大臣 櫻井委員の仰せの通り、私もこの問題を尊重して、どうしても二分の一だけは出してもらうというつもりで努力いたしましたのであります。ことにこの問題については、ここであとから話をしたつて始まりませんが、二晩くらい徹夜のようなつもりで実は相当努力をいたしました。しかしながら何といたしまして、財政の現状では一べんにこの院議に沿うようにはいかぬというようになつてしまつて、とうとうただいま提案しておりますようなふうになつてしまつたのでございす。しかし三十四年度から、とにかく何とかまた方法はあらうと考えておりますが、いずれにいたしましても、この一本化しただけでもやはり前進したことであるというふうに私は考へておるのであります。ことに今の補助するといふ問題を、それを当然の義務として規定していったという点だけでも、これは相当の前進をしたのだというふうな考へております。従つてこれから先、この院議に沿つて十分一努力してみたいというふうに考へております。

○櫻井委員 今までのばらばらの法律が一本の法律にまとまり、臨時のものが恒久的の法律になり、補助が義務的な支出に義務づけられてきた、こういうことはなるほど一歩前進でありま

す。しかしこれは私どもが申しますやうにあくまでもまだ一歩の前進であつて、さらに三十四年度については、これより院の決議の趣旨に沿うような努力がなされるのが当然であらうと思ふのであります。そこでこの第三条にいろいろ負担の割合が羅列してあるわけでありまして、来年度においては三分の一といふものは二分の一になざる決意があるのかどうか、その点をまずお尋ねいたしておきます。

○松永(國務)大臣 私の考へとしては、もうさつきも申し上げた通り、本年度から二分の一にしたいという熱意で働いておつたのであります。もちろん三十四年度には、仰せの通りやるつもりで一生懸命努力いたすつもりでおります。

○櫻井委員 三条の中の三の「公立の中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費」は二分の一の義務負担となしておられるが、どうしてこれに小学校を入れないのか、屋内運動場といふものは何れも中学校に限つたことではなく、小学校も持つておる。ことに今日は新しい義務教育の年限の延長に伴つて、校舎の整備といふものは主として中学校に向けられておる。どうしてもそういう観点から見ますと、小学校の方に老朽校舎あるいは危険校舎といふのが多いわけですから、従つてやはり小学校の屋内運動場というものは義務規定の中に入れて、当然政府が責任を持つて義務支出をなすべきであると思ふのであります。この三の中に小学校の屋内運動場を入られなかつた理由をお聞きしたい。

○小林(行)政府委員 小学校の屋内運動場についてのお尋ねでございます。この際、櫻井奎夫君より本案に対する修正案が提出されております。その

が、御承知のように中学校につきましては、これは新しい教育制度になりまして、義務年限の延長に伴う屋内運動場の整備ということ、従来予算をつけておつたのを、今回法的に根拠を与えたわけでございます。先ほど申しましたように、小学校と中学校の屋内運動場の整備の状況を比較いたしますと、小学校は持つてゐるものが大半数以上ある、ところが中学校の方は三分の二は持つてゐないという整備の状況でございます。まして、やはり中学校の方にももう少し力を入れていかなければならぬ、なお小学校と中学校の教科を比較いたしましたとしても、中学校の方が屋内運動場を必要とする必要性は一そう強いといふようなことございまして、文部省としては、もうしばらくの間は中学校の整備に重点を入れたいと思ひます。

なお小学校の屋内運動場整備につきましましては、ただいまお話のございましたような危険校舎、老朽校舎の改築に該当するようなものにつきましましては、これはその対象に入れております。なお僻地の集会所の整備であるとか、戦災の復旧、災害の復旧につきましましては、小学校の屋内運動場も対象といたしております。

○櫻井委員 時間がないので、すから、私は修正案の説明のときにまたすることにして、総理が見えらるる所でありますので、一応私の質問はこれで終了いたします。

○山下委員長 本案に対し他に御質疑はございませんか。――別になければ、本案に対する質疑は終局いたしました。

趣旨説明を聴取いたします。櫻井奎夫君。

義務教育諸学校施設費国庫負担法案に対する修正案

義務教育諸学校施設費国庫負担法案の一部を次のように修正する。

第一条中「を促進するため、これらの学校の建物の建築」を削り、「することし」を「することを定め」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「校地」とは、建物の敷地及び運動場をいう。

第三条第一項中「政令で定める限度において」を削り、「について、その一部」を「二分の一」に改め、同項後段を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 公立の小学校又は中学校における校舎の不足（第四号に規定する統合に基いて生じた校舎の不足を除く）に基く不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費

第三条第一項第三号中「公立の中学校」を「公立の小学校及び中学校に改め、二分の一」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「二分の一」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「二分の一」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「三分の一」を削り、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 前各号の規定による建物の新築、増築若しくは改築に伴つて必

要となつた校地の買取又は校地の基準坪数に達しない校地を当該基準坪数まで高めるための校地の買取に要する経費

第三条第二項中「前項第一号及び第二号の不正授業の範囲、同項第五号」を「前項第四号」に、「同項第六号」を「同項第五号」に改める。

第四条中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号から第五号まで」に、「事務費とする」を「事務費とし、同項第六号に掲げる経費の種目は、土地買取費及び事務費とする」に改める。

第五条第一項中「第四号」を「第三号」に、「児童又は生徒一人当り」を「校舎に係る建物」に改め、同条第二項中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第四号」に、「児童又は生徒一人当り」を「校舎に係る建物」に改め、同条第三項中「第三号」を「第一項第六号」を「第三条第一項第五号」に、「次の各号に掲げる坪数」を「建物の基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の児童若しくは生徒の数（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。）を乗じて得た坪数又はその日における当該学校の建物の保有坪数に、第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数」を「その日における当該学校の建物の危険でない部分の保有坪数」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第六条の見出し及び同条中「児童又は生徒一人当りの基準坪数」を「建物の基準坪数」に改め、同条中

「一人当りの坪数」を「一人当りの坪数とし」、「加えた坪数とする」を「行うものとする」に改める。

第八条第一項中「児童又は生徒一人当り」を「校舎に係る建物」に改め、同条第二項中「同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数」を「当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の校舎の保有坪数が校舎に係る建物の基準坪数にその日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数に、部分の坪数」を「部分の保有坪数」に、「児童又は生徒一人当り」を「校舎に係る建物」に、「危険でない坪数」を「危険でない部分の保有坪数」に改める。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条中「第三条第一項各号」を「第三条第一項第一号から第五号まで」に、「又は改築」を「若しくは改築又は同項第六号に規定する校地の買取」に、「前四号」を「第五号から第八号まで」に改め、「工事費」の下に「又は第九条から前条までの規定により算定した土地買取費」を加え、同条を第十二条とし、第八条の次に次の三条を加える。

（土地買取費の算定方法）
第九条 第三条第一項第六号に規定する校地の買取に係る土地買取費は、当該買取を行う年度の五月一日における当該学校の校地の基準坪数からその日における当該学校の校地の保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの土地の単価に乘じて算定するものとする。

（校地の基準坪数）
第十条 前条の規定により土地買取費を算定する場合の校地の基準坪数は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める一学級当りの坪数に当該学校の児童又は生徒の数に応じて政令で定める標準学級数を乗じたものとする。

（坪当りの土地の単価）
第十一条 第九条の規定により土地買取費を算定する場合の一坪当りの土地の単価は、当該買取を行うときに係る当該土地の価額によるものとする。ただし、当該土地の価額が、地域ごとの土地の価額を参照して文部大臣が大蔵大臣と協議して定める地域ごとの価額をこえるときは、当該文部大臣が定めた価額によるものとする。附則第一項にただし書として次のように加える。

ただし第三条第一項第六号の規定は昭和三十四年四月一日以後に行われる土地の買取につき、附則第六項の規定による改正後の公立の高等学校及び幼稚園の危険建物の改築を促進するための臨時措置に関する法律の題名を除く規定中幼稚園に係る部分は同日以後に行われる幼稚園の危険建物の改築につき適用する。

附則中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とする。附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法の題名の改正規定を次のように改める。

公立の高等学校及び幼稚園の危険建物の改築を促進するための臨時措置に関する法律

附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法第一条の改正規定中「及び公立の高等学校」を「並びに公立の高等学校及び幼稚園」に、「高等学校」を「高等学校及び幼稚園」に改める。

附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法第二条第二項の改正規定中「校舎」の下に「幼稚園の園舎を含む。以下同じ。」を加え、同項の改正規定を同条第三項の改正規定とし、同条第一項の改正規定の次に次のように加える。

2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法に規定する幼稚園並びに盲学校及び聾学校の幼稚園をいう。

附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法第三条第一項の改正規定中「公立の高等学校」の下に「又は幼稚園」を加え、「二分の一以内」を「二分の一以内」に改める。
附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法第五条の改正規定中「次の各号に掲げる坪数のうちいすれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数」を「生徒若しくは幼児一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校若しくは幼稚園の生徒若しくは幼児の数（寄宿舎にあつては、収容する生徒若しくは幼児の数。以下同じ。）を乗じて得た坪数又はその日における当該学校若しくは幼稚園の建物の保有坪数のうちいすれか少い坪数からその日における当

該学校又は幼稚園の建物の危険でない部分の保有坪数」に改め、同項第一号及び第二号の改正規定を削る。

附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法第六条の見出し及び同条の改正規定中「生徒一人当り」を「生徒又は幼児一人当り」に改め、

「規模の学校」の下に「又は幼稚園」を加え、「坪数に、政令で定めるところにより」を「坪数とし、政令で定めるところにより」に、「当該学校の生徒の数」を「当該学校若しくは幼稚園の生徒若しくは幼児の数」に、「当該学校の所在地」を「当該学校若しくは幼稚園の所在地」に、「加えた坪数とする」を「行いものとする」に改める。

附則第五項中の危険校舎改築促進臨時措置法第八条の見出しの改正規定中「工事費」を「高等学校に係る」に改め、同条第一項の改正規定中「工事費」を「高等学校の建物の改築に係る工事費」に、「同条第一号に掲げる坪数が同条第一号に掲げる坪数」を「当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の校舎の保有坪数が校舎に係る生徒一人当りの基準坪数にその日における当該学校の生徒の数を乗じて得た坪数」に、「危険でない部分の坪数」及び「危険でない坪数」を「危険でない部分の保有坪数」に改め、「理由があるため」の下に「校舎に係る」を加える。

附則中第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
(昭和三十三年度における国の補助率に関する経過規定)
7 昭和三十四年三月三十一日まで

は、附則第六項の規定による改正後の公立の高等学校及び幼稚園の危険建物の改築を促進するための臨時措置に関する法律第三条第一項中「二分の一以内」とあるのは、「三分の一以内」と読み替へるものとする。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
(昭和三十三年度における国の負担率に関する経過規定)
3 昭和三十四年三月三十一日まで

は、第三条第一項中「二分の一」とあるのは、同項第一号に規定する公立の小学校に係る校舎の新築若しくは増築又は同項第五号に規定する建物の改築に関しては、「三分の一」と読み替へるものとする。

○櫻井委員 義務教育諸学校施設費国庫負担法案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

私も提出いたしておりますところの修正案の趣旨は、先ほど読み上げましたところの二十六国会における本院の決議、この精神に沿ひまして、あくまでも施設について二分の一の国庫負担をすべきである、こういう趣旨に基いて立案をいたしたわけであります。

「政令で定める限度において、……」というのを、「国は、次の各号に掲げる経費について、その二分の一を負担する」とはっきり明瞭にこれをうたい上げておること。それからあと条文の整理でございますが、公立の小学校、中学校ともに不正常授業を解消するため二分の一、それから先ほど申しました屋内運動場においても、中学校と同じように小学校の屋内運動場においても二分の一を負担する、こういう点がおもなものであります。なお基準坪数その他条文の整理、そういう点をここに整理いたしたわけでございますが、この本院の決議に忠実な法律案であり、大臣の先ほど表明されました御趣旨に最も忠実な法律案であると私は思ひます。何とぞ各員の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたす次第でございます。

○山下委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了しました。

修正案に対し質疑があればこれを許します。——別になければ、これより修正案及び原案を一括して討論に付したいと存じます。別に討論の通告もないようでございますので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

す。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

○山下委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

伴う委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 次に盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑があればこれを許します。

御質疑がありませんか——なければ、本案に対する質疑はこれにて終局するに御異議ございませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○山下委員長 御異議なしと認め、直ちに採決をいたします。

○高村委員 本法律案の、付則第一項中、「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。付則第二項中、「昭和三十三年四月一日」を、「この法律の施行の日」に改める。この二つを修正したいと存するわけであり、正す。それは御承知のように、この法案が成立を予定しておりました日にちがずれて参りましたので、それに伴いましてこの修正を必要とするに至ったからでございます。皆様の御賛成を得たいと存じます。

○山下委員長 佐藤次郎君。

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を修正する法律案に対する修正

正案
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

(一) 題名及び第一条の改正規定中「及び第一条」を削り、同改正規定の次に次のように改める。

第一条中「ろう学校」を「盲学校」に、「就学の」を「就学(幼稚園の保育を受けることを含む。以下同じ)の」に、「又は生徒」を「生徒又は幼児」に改める。

(二) 第二条第一項及び第二項の改正規定並びに同条に二項を加える旨の部分次のように改める。

第二条第一項中「その区域内に住する児童又は生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への」を「当該都府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、養護学校若しくは養護学

校又は当該都府県の区域内の私立のこれらの学校への児童、生徒又は幼児の」に、「児童又は未成年の生徒」を「児童若しくは幼児又は未成年の生徒」に、「これらの学校の小学部又は中学部」を「これらの学校の小学部又は中学部若しくは高等部」に、「高等部(専攻科を除く)の生徒に係るものにあつては第一号」を「幼稚園の幼児に係るものにあつては第二号及び第六号」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「購入費」の下に「及び学用品の購入費」を、同項第三号中「通学」の下に「(通園を含む)」を加え、同項第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 実験実習に要する経費

四 見学に要する交通費

五 通学用品の購入費

第二条第二項中「その他」を「その他同項の規定による」に改め、同条に次の二項を加える。

(三) 第二条第三項の改正規定中「又は生徒」を「生徒又は幼児」に改める。

(四) 第三条第一項の改正規定中「を削り」の下に、「又は生徒」を「生徒又は幼児」に「を加える」。

(五) 第三条第二項の改正規定中「に改める」を「若しくは生徒」を「生徒若しくは幼児」に改める。

(六) 第五条の改正規定中「又は生徒(高等部の専攻科の生徒を除く)」を「生徒又は幼児」に改める。

(七) 附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。ただし、改正後の盲学校、養護学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の規定のうち、盲学校、養護学校及び養護学校の高等部の専攻科の生徒及び幼稚園の幼児に係る部分並びにこれらの学校の児童及び生徒(高等部の専攻科の生徒を除く)に係る学用品の購入費、実験実習に要する経費、見学に要する交通費及び通学用品の購入費に関する部分は、昭和三十三年四月一日から適用する」に改める。

○佐藤(観)委員 たいだいま提案いたしました盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を修正する法律案に対する修正案の御説明をいたします。

元来、盲、ろうその他の身心薄弱者を養護すること、また教育してその生活力をつけることはきわめて大事なことでありまして、その教育の非常な不備を考へまして、私たちはこれを救うことが非常に重要と考へております。現行法並びに今回の改正案ともに、この精神から見ますと、残念ながらまだ相当の不備がありまして、私たちはそのために修正案を出すわけでございます。

第一は、幼稚園の幼児をもその保護の対象として、給食費、通学交通費等をも公費の支弁しようという趣旨であります。

部の生徒をも中、小学校の児童生徒と同様の処置をしたい、こういうような趣旨でありまして、たいだいまお配りしました修正案の通りでありますので、何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○山下委員長 以上をもちまして、高村君提出の修正案及び佐藤君提出の修正案の趣旨説明は終わりました。

両修正案に対し質疑があればこれを許します。――別に質疑がなければ、これより本案並びに高村君提出の修正案及び佐藤君提出の修正案を一括して討論に付したいと存じます。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○山下委員長 異議なければさよういたします。採決をいたします。

まず佐藤君提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○山下委員長 起立少数。よって本修正案は否決されました。

次に、高村君提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○山下委員長 起立総員。よって高村君提出の修正案は可決されました。

次に、たいだいま可決されました高村君提出の修正案の修正部分を除く原案について採決をいたします。これに賛成の諸君の御起立をお願いします。

○山下委員長 起立総員。よって盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨

励に関する法律の一部を修正する法律案は、高村君提出の修正案の通り修正議決するに決しました。

たいだいまの案件について櫻井君より発言を求めておられます。これを許します。櫻井君。

○櫻井委員 たいだいまの法案に対しては付帯決議を付したいと思われ、満場の皆様方の御賛同を得たいと思ひます。付帯決議の案文を読みます。

盲、ろうその他の身心薄弱者の養護教育は、人道上より、また本人の幸福上よりしてきわめて緊要である。政府はその趣旨にかんがみ、その改善充実のための万全の努力を払うべきである。

右決議する。

○山下委員長 たいだいまの櫻井君の御提案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○山下委員長 起立総員。よって櫻井君の提案のごとく決しました。

本案議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○山下委員長 異議なしと認めます。さよう決しました。

○山下委員長 次に文教行政に関し調査を進めます。発言の通告がございますから、これを許します。野原君。

○野原委員 私は、大臣に二、三重要な問題でお尋ねをしておきたいと思うのであります。

一つの重要な問題についての質問は、勤務評定の問題でございますが、この問題は、今日勤務評定を実施する

ことが、教育の現場にどのような影響を与えようかという点、そういうふうな質問を私はしようとは考えておりません。もう足元に迫ってきまして、そうして各県の教委はあなたからしりをたたかれて、いやいやながら実施しよう、こういうことになっておる。私は私に思ふのであります。そこで、私が緊急に勤務評定でお尋ねをしておきたいことは、この前も質問をしておりましたけれども、十分な御答弁のないことなっております。

そのまず第一は何かというと、あなたはかつてこの委員会におきまして、勤務評定をなぜやるのか、こういう素朴な質問に對しまして、法律にあるからやらなければなりません、こういう御答弁をされておるのであります。そこでお尋ねしたいことは、勤務評定というものは実施しなければ法律違反になるのかどうかということです。これに明確な御答弁を願いたい。

○松永國務大臣 もちろん実施しなければ法律違反になります。

○野原委員 そういたしますと、今日まで、昨年でございましたか、文部省は直轄の国立学校に勤務評定を実施してきていない。そういたしますと、この勤務評定実施の根拠というものは、これは地方公務員法なり、地方教育行政法だ、こう言われるわけでありませうけれども、そういう法的根拠というのは、数年前から出されておるにもかかわらず、今日まで文部省は実施してこなかった。そういたしますと、その間文部省は法律違反をやっておったというのを、おんみずからお認めになられますかどうか、承わっておきたい。

○松永國務大臣 法律は実施期日が設けられておりまして、必ずしもその実施期日の即日実施せられるというものでございませぬ。それを実施するに当たっては、諸般の実情、諸般の環境等を考慮に入れて、そうして実施するということが必要だと思ひます。従つて多少おくれたことはおくれしておりますけれども、しかしそれなものがゆゑに法律違反をあえてしたというわけには参らぬと思ひます。

○野原委員 そういたしますと、法律違反と私どもが言うときには、その根拠になる法律がそこにあるわけなんです。それに違反したときに法律違反が行われるわけである。今あなたの御答弁を聞いておきますと、諸般の実情、諸般の環境云々ということをお尋ねされた。一体諸般の実情とは何ぞございませうか。諸般の実情に違反することは法律違反とはいへない、明らかに今日教育委員会が勤務評定をやらなければ法律違反だ、こうきめつけられるならば、あなたは、今日までの文部省は過去数年間法律違反をやっておったというのを認めなければなりません。これはどうお考えになりますか。もう一度承わっておきたい。

○松永國務大臣 勤務評定を実施しなければならぬという法律のほかに、これに付随したいろいろな法律問題があります。教育委員の制度が変つたとかなんとかいう点も、そのうちのひとつでしょう。そうしていろいろ環境が變つて参りましたので、その実施を急にやることはできなかった実情にありました。しかしながら長い間、いつまでもそんなことをしておるわけにはいきませんので、それでいよいよ実施す

ることになったのでございまして、御承知の通り、その実施は都道府県の委員会においてこれを実施するということになっております。その委員会の議がまとまらずに実施がおくれたという実情にもあるのです。その点はよく御承知のことだと思ひます。

○野原委員 どうも納得ができません。これは御答弁されておる文部大臣も、失礼ながら自分でお納得されないうえに、昭和三十五年に地方公務員法ができたから今日まで、これはやれなかつたからやらなかつたのです。だから、勤務評定というものはなるほど法律にはうたつております。地方公務員法の四十条にもうたつておる。これに對する見解は、私どもはあなたの方と違つた見解を持っておりますけれども、一応法律に明確に示されておるものと仮定いたしますと、実際にやれない場合にはやらなくてもいいんじゃないか。これは何も法律にあるからやれやれとやらなければならぬというのじゃあないのです。勤務評定のこのものじゃないのです。勤務評定のこの条文というものは、やれるときにやつたらいいのだ。だから自主的にある県の教育委員会が、まだ自分の県においてはやれる段階に達していない、その機が熟していない、この点については県としても考えなければならぬ、こ

ういうことをある県の教育委員会が自主的に考へて、そして勤務評定はやらなければならぬものではあるだろうかけれども、しばらく待つ、こういう態度をきめることは何も法律違反じゃないでしょう。それすらも法律違反である

といったらおかしいですよ、この点はいかがですか。

○松永國務大臣 法律に規定してあるその事項を、どうしても施行しなければならぬというところは当然の約束であります。しかしながら勤務評定の問題は、全国の都道府県の教育委員会が主導権を持つておる。従つてそれがまとまらぬ間に、私が幾らじだんだん踏んでみたつてきようはございませんでありますから、私どもの熱意のあるところは伝えはしておりますが、今日までそれがまとまらない。ようやくとまとまるようになりまして、これはぜひ全国的に施行するようにしたいというふうな熱望いたしております。

○野原委員 あなたの熱望は私は知っております。これは新聞も読んでおりますし、たびたび私も承わっております。だから全国の教育委員会が、どういふ決議をされたかというところは私どもの関知するところではありませんけれども、ある県の教育委員会が——教育委員会というものは何も全国の教育委員会の下部機関でも何でもありません。教育委員会というものは、教育行政に對しては独立の権限を持つておる。だからその県の教育委員会が自分の権限において、文部大臣が何と言おうとも、教育長協議会がどんな試案を持つてこようとも、まだその機が熟していないと自主的に判断して、実施はまだまだ待つのだという考え方を持つことは、これは何も法律違反じゃないと考へますが、間違ひですか。私のそういう見解というものは、間違ひであるかということをお尋ねする次第であります。

○松永國務大臣 そういう県があるとすれば、法律がありますの施行せぬのですから、法律違反ではありません。法律違反ではありません。法律を順守すべく骨を折つておられるけれども、諸般の事情がそこまで参らぬので、従つて順守ができなかつたということになりまして、これを法律的の言葉でいへば何と表わしますか、いろいろ新しい言葉がありましたけれども、忘れちゃいました。とにかく法律に従おうと思つて努力はしたけれども、いろいろの諸般の事情から従うことができなかった、こういう実質は認めなければならぬと思ひます。

○野原委員 だから高飛車的に法律違反ときめつけることはできないのです。もう一度お尋ねしておきますが、文部省直轄の国立大学で勤務評定を実施していない大学はどれだけあるか、実施しておる大学はどれだけあるか。あなたの責任にもなります。どういうことか、その数字を示してもらいた

○内閣府委員 国立学校につきましては、昭和二十七年からすでに実施しております。昨年その基準の一部を改正いたしました。国立学校、高等学校以下は、これは文部大臣が直接やることでございまして、全部実施しております。大学につきましては、御承知の通り教育公務員特例法に基づきまして、大学の管理機関がその方法等についてきめる権限がございまして、大学はそれぞれ自主的にやっております。大学はそれぞれ自主的にやっております。大学はそれぞれ自主的にやっております。

と言うが、私は大学を聞いておる。たとえば東京大学においては実施していない。なるほど東京大学というものは、大学の自主的な機関が教育公務員特例法によってやることになっておるから、これはそれを持つのだ、こういうことでありますけれども、しかしそうなりますれば、教育委員会がその自主性をもってやるかやらないかを決定することになるのであるから、ある限の教育委員会が勤務評定を実施しないということは、当然たとえば東京大学が実施しないのと同じ性質のものにならうかと私は思う。この点はどうか考えますか。

○内藤政府委員　大学の教授の勤務評定というのは非常にむずかしいのでございます。たとえば学会におけるレポートとかあるいは学術論文とか、いろいろなものそれぞれ勤務評定されていると思うのでございます。ですから小中学校のように一律に、今都道府県教育委員会で作えられておるような、ああいう仕方の勤務評定は大学教授には必ずしも適当ではなからうと考

えます。ですから私どもは、大学ではそれぞれ教授会で適当な勤務評定が行われておる、かように考えておるのであります。ただ形式が今申しましたようなああいふ形式をとっていない、こういうふうな御理解していただきたいと思っております。

○野原委員 小中学校には勤務評定が実施されるが、大学はむずかしいからなかなか実施が困難だ、こういう見解でありますけれども、小中学校の勤務評定があり得るならば、大学には大学にふさわしい勤務評定があり得るはずだ。大学の教授に勤務評定があり得な

ということはおかしいと思う。しかも、教育公務員特例法には、なるほど大学の自主機関がやることになっておりますが、しかし大学は文部省直轄なんです。あなた方は県の教育委員会を直轄はしていない。教育行政について

は教育委員会が独自の権限を持つておつて、今日は文部省はサービス機關にすぎない。助言指導の役割しか果せない。助言指導の役割しか果せない。文部大臣が、梃の教育委員会に対して勤務評定をやれやれと強制しておきながら、直轄機關である国立東京大学には何も出してないというのとは一体どういうわけなのか。私はこの問題はこ

ても的確な答弁が得られていない。これはどういうわけです。あなたの方は東京大学の総長に対して、勤務評定について何らかのサセスチョン、指示を与えたことがあるのかないのか。与えたとすればそれに対して東大の総長はどういう見解を監督機関の文部大臣に示されたか、その辺を詳しく承わっておきたいと思う。

○内閣府委員 この点は先ほど来申し上げておりますように、大学の教授だからといって勤務評定をしなくない、という意味じゃございません。小中学校の教員も大学の教授も、一様に勤務評定を受けなければならぬ義務があります。しかしながらその様式に至つ

ては、小中学校の様式をそのまま大学の教授に適用することは適当でない、こういうふうに考えておるのであります。でありますから、大学の教授会で申しさるべく勤務評定が行われておると私どもは考えておるのであります。たとえば先ほど申しましたように、学会に

おける論文とかあるいは批評とか、いろいろ大学で研究を促進し、また大学の教育を向上させる見地から、それぞれ適切な勤務評定が行われておる、かように私どもは考えておるのであります。

○野原委員 いや、おなたがどう考えているかというのを聞いていいのだ。大学に対してそういう指示をしておりますか。勤務評定はしなければならぬのですよ、何をしていますので、こういうような助言指導を東京大学の総長にしたことがあるのかないのか、こう聞いておる。ということは、教育委員会に対してはその具体的

な項目まであけて、正常分産組新とやら、めんどくさいものまで持ち出してやろうとされた。ところがいつのまにか教育委員会の試案に肩がわりして、責任を転嫁されたずいぶ怯なやり方は、あんたが何と言おうとのがれることはできない。そのことの議論はいずれにしても、小中学校の教員に対しては指導助言という、なかば強制というか圧力をかけて、なぜやらぬのだと

はどうか、それを聞いているのです。
 ○内閣府委員 大学でも私どもは
 やっていただいたいと思っておるの

てあります。

○野原委員　出してありますね。出してありますか。そういう勤務評定をやらなければならぬという指示を出してありますか。文部大臣——局長にはもうこの問題を聞かないが、あなたはそういう指示を出しておるか。それに対

して、その責任者の東大総長はどう言われたか、京都大学の学長はどういう見解を示しておるか、承わっておきたい。

○内藤政府委員　直轄大学については人事課長の方から指示しておるはずで

ありますので、今呼んでおりますから、しばらくお待ちを願いたいと思います。

○野原委員 それではその問題は待つておきたいと思ひます。私が今質問してもわかるように、小中高等学校の教員に対してはどういうものか勤務評定をやむやみにあせておるが、大学に対しては答弁ができないのです。人事課

長を呼ばなければ答弁ができない。勤務評定がこれだけ問題になっておるのに、調査しなければ答弁ができないくらいに大学というものは実は華閥に付されておる。こういう点は筋が通らないやり方なんです。

そこで私がここでお願いしておきたいと思うのは、勤務評定がいよいよ強行される段階になってきたのであるが、勤務評定を実施する第一段階の評

定者は校長といふことになってゐります。ところが、私も法的にいろいろ検討を進めて参りましたが、学校の校長が教員の勤務評定をする法的根拠については、まだ不勉強なせいかどうも納得がいけないところがたくさんあるものであります。そこでお聞きしておきたい

いことは、法的根拠です。校長に委員の勤務評定ができるという法的根拠は、一体どういうことになるのか、承わってください。

○内藤政府委員　これは、学校教育法によりますと、「校長は、校務を掌り所属職員を監督する。」という規定がございます。

ございます。いま一つ新しい教育委員会——すなわち地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、校長は教員の人事について委員会に内申する権利を持つておるのであります。こういう点から、人事行政を担当する

校長が職員の仕事評定をすることは当然であると考えるのであります。

○野原委員　そういたしますと、法的根拠というのは、学校教育法の二十八条の「所属職員を監督する。」これだけが法的根拠だ——これは大事な点でございいますから、さらにだめを押しておきたいと思いますが、それだけであつておきかいますか、承わっておきたい。

及び運営に関する法律によりまして、校長は所属職員に対する内申権を持つておるのでございます。

○野原委員 地方教育行政の内申権というのは、これは権利規定であつて義務規定ではない。私は、勤務評定を校長がしなければならぬという義務的根拠を尋ねておる。内申権というのは権利なんです。義務ではない。これ

は地方教育行政の担当者、つまり市町村の教育委員会が教員の人事をやる場合に、間違つたことをやってはいけないといふところから、これを救済しなければならぬといふ配慮等もあつて、所轄の校長の意見を聞く方が正しいことではないかといふような配慮か

○内藤政府委員　つまり校長は所属職員を監督しました人事に関して内申するものではないかというところはなからうと思う。う考えますか。

が、私はそういう勤務評定はきらいです、私の責任において監督しております、私は良心にかんがみて学校経営に對しても何ら恥ずるところはない、あなたの方から押しつけてきたそんなでたらめな内容、こういう機械的なやり方というものは私は承知できない。こういうようなことを校長が言う場合に、それは許せない、それはできない

い、こう言つて押しつける法的根拠はどこにあるのですか。

○内務府委員 それは公務員の上司に対する忠誠の義務でございます。ですから、公務員である以上教育委員会の指揮監督を受けて学校の管理運営を行うのは当然でございます。教育委員会の意に反した教育行政は学校長といえども行うことはできません。

○野原委員 これはあなたは大へんな答弁をしておられるのだ、教育委員会というものは校長の上司ですか。これは行政組織法上からなめて、学校の校長というものは教育委員会と上下関係の間に置かれておられるのか、また行政法上から見た一つの命令系統というふうなものから考へて、教育委員会は上司であるか。あなたは上司だ、こういう考へに立っている。どういふわけで上司だと言いますか。私は法的根拠を示してもらいたいと言っている。ただ常識で言われては困る。

この条文によつてこういうことで教育委員会は上司であるということを示してもらいたい。

○内務府委員 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十三条「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」以下教育に関する事務が全部そこにあげられておりまして、こういうことは当然教育委員会の権限であり、それを補佐するのが校長でございます。

○野原委員 第二十三条には「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」以下教育に関する事務が全部そこにあげられておりまして、こういうことは当然教育委員会の権限であり、それを補佐するのが校長でございます。

基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」これは教育委員会の権限、管理すべき事務を羅列しただけでしょう。校長の上司というのはこのことですか。

○内務府委員 たとえば三十三号の教育委員会及び学校その他の教育機関の職員に免職その他の人事に関する事項は教育委員会の所管でございます。それから学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事項、あるいは校長、教員その他の教育関係職員の研修等が具体的には出ておりますが、なお一号には教育委員会の所管に属する第三十三号に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項、これが総括の規定でございます。ですから設置、管理、廃止全部が教育委員会の責任でございます。従つて校長はこの補助機関でございます。

○野原委員 なかなか迷答弁をされますね、失礼ですけれども。第二十三条といふものはなるほど――あなたは書かれておられることを今読まれただけだ。校長の上司だといふ積極的な確な説明にはなつておりません。あなたはどうか考へて私に答弁しておるか知りませんが、これは教育委員会の事務権限、その管轄すべき事務の内容、一号から十九号にわたつて教育委員会はこういうことをやると言つておられるだけじゃないか。たとえばあなたは第三十三号をおおげになりましてけれども、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項、これは当然です。こんなことを私は聞いていない。これは教育委員会の権限、事務

内容だ。私が聞いておられることは、一体校長は下僚かといふことを尋ねておられる。これは答弁になっていないです。文部大臣、質問のやりとりをお聞きになつてどう考へますか。校長は教育委員会の下僚だといふことがどこに一体あるのか。たとえば文部省内には局長があつて課長があつて係長があります。次官があります。これは上司、下僚の関係にあるのだ。そういう関係にありませうか。学校の校長は教育委員会の下僚でございますか。それはどこにもない。これは私は下僚ではないと思ふ、今日の行政組織法上から見ると。御答弁願ひたい。委員長、こんな答弁では議事を進行することはできないです。早く内閣総理大臣を呼んでもらいたい。こんなことではだめです。もう少し勉強して、そして統一された見解を持つてきてもらいたいと思ひます。

○松永國務大臣 これは私は内務府委員の答弁でよくわかりなかつたと思ふのですが、今申すのは、第二十三条の、教育委員会は、「その権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」その第一号に、「教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項。」やはりこういう権限を持つておられる。ですから、あなたの言われる被管理者と管理者という立場に置けば、それはやはり管理される者が通俗的に下僚である、管理している者が上役人じゃないでしょうか。これは通俗的な言葉ですよ。言葉が法令的にどう当てはまるかといふことは別問題ですが、私はそういうふう考へております。

○野原委員 私は通俗的な議論を蒸し返しているのではないのです。これは、校長は第一次評定の義務がある、こういうような考へ方であつた方が行政指導をされておられるわけですから、一校長はほんとうにこの評定をしななければならぬ義務があるかどうかといふことは究明しておく必要があるのです。これは文部省としてもあります。通俗論ではごまかせない面があると思ふ。校長というのは、都道府県、市町村になりますと、多いところでは三百から千もおられる。その三百から千もおられる校長といふものは、教育委員会の下僚でございます。教育委員会には、事務系統としては教育長といふものがある。教育長の下には指導室長とかあるいは学務課長とか、いろいろなものが置かれておられる。こういうものは行政組織法上から見ても明らかです。しかし学校の校長といふものが、教育委員会のそういうような系統に属する上司、下僚の関係にあるという見解を文部省が今日おとつておられるとしたら重大な問題です。そんなでたらめな教育行政はありませんよ。そういう考へであなた方が教育行政をやつておられるとしたら、大へんなことだと言ひたい。どこが一体校長は下僚ですか。――だから校長が下僚だといふことは答弁できないじゃないですか。通俗的な答弁を私に聞いていただくではありません。

○齋藤(正)政府委員 ちょっと補足させていたしたいと思います。お話に出ました行政機関の上司、下僚という通俗的に言われている言葉で、指揮なりあるいは監督なりという問題でございますが、たとえば国家行政組織法で申しますならば、各省大臣がその機関

の長として事務の支配を振る、その根拠といふのは、国家行政組織法に「各大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統括する。」という規定があると思ひます。先ほど局長が申し上げましたのは、教育委員会とその所管の学校との関係はどうかといふことになりましたれば、第二十三条にありますように、教育委員会が教育機関を管理するということ、並びにその任免その他の服務について、人事の権限を持つということ、その二つがいわゆる上下の関係でございます。それがその服務なりあるいは管理なりをどの程度に行ふかといふことは、たとえば国家公務員法にございすれば、国家公務員法にそれぞれルールがあつて、そのルールに従つてやる。それから地方教育行政の場合でありますれば、教育公務員特例法あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の人事に関する規定、それぞれのルールに従つてやるわけでございますから、その点は、現実に行為されるルールがどの程度かといふことは、それぞれいろいろの関係法規によつて律せられるべきでございますけれども、局長の申し上げました上下という関係は、やはり先ほどの管理なり人事権といふことで同断だと考へております。

○委員長退席、佐藤(親)委員長代理着席
○野原委員 そうすると、齋藤政府委員の御答弁によれば、上と下という厳密な関係はない、ただ人事管理その他の面で関連がある、こう解釈してよろしうございしますか。

すよに、地方教育行政組織法の二十三条の一号等に明らかでございます。ただ御質問の点にありましたおよそ命ぜられる方の側の職務の範囲外のこととは命ぜられない、これはお説の通りだろうと思います。私に総務課の所掌以外のことの職員の勤務評定を命ぜられても、これはできないのでございます。それが校長の職務の範囲内かどうかということは、先ほど来御説明いたしておりますように、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する地位にあるから当然命ぜられる、命ずることのできる地位にあるんだ、こういうことを申し上げているわけでございます。

○野原委員 私はこの問題は重要なものでもう一ぺんあらためて蒸し返したいと思う。

それから大事な点が抜けていると思う。なるほど自分の職務の範囲外のことを命ぜられることはあり得ない、これはお説の通りです。同時にできないことも命ぜられることはないのです。業務命令が可能であるということは、法律上も事実上も可能であるということです。できないことを命令して、やれと言ってしまうか。だからある校長が、自分の良心にかんがみて、こういうような勤務評定はできません、とこう聞き直った場合に、業務命令はどうなるのですか。法律上の不能について命令することは私はできないと思う。法律上、事実上校長ができないというのを、おいやれと言ってもできません。そういうものに對しては強制的にしようがないじゃないですか、どう考えますか。

○齋藤(正)政府委員 その勤務評定が実施できるものであるかできないものであるかということの判断は、教育委員会がいたします。その勤務評定を定める権限のある行政機関がなすべき事柄でありますから、教育委員会が正当に定められた事柄について、校長は実施できるかできないかということをお断する地位には私はないと思います。これはあくまで教育委員会の指示に従ってその事務を補助すべき責任にある、かように考えております。

○野原委員 その点いささか見解が違ふのです。私は業務命令という場合には、職員を指揮監督することのできる上級機関の命令が一つの要素であると思う。今日地方教育委員会というものは、なるほど校長に對して人事権、管理権というものを持っている。持つて

いるが、勤務評定についてこれを強制するところの権限は私はないと思う。校長の権限はありますよ。これは権利規定として、先ほど私が指摘しました地方教育行政組織法の何条でございませうか、内中権というものを持つています。

しかしこれは義務規定ではない。その他に法律的な規定はございせん。職員を指揮監督する上級機関の命令であることが一つ。もう一つは部下職員の職務に關することではないから、それは部下職員の職務とは何か、それは教育活動ということになります。そこでこの教育活動について、それでは一体校長はどういうような評定ができるか。所属職員を監督するという学校教育法二十八条のあの規定は、教諭の本来的職務は児童教育をつかさどるといふことでありますが、児童の教育をつかさどる全分野にわたって校長がその教員を監督することができるといふことは、非常に疑問があります。それから第三は、法律上それが可能でなければならぬ。また業務命令においてはその命令されたことが職務上の独立の範囲に属することではないから、要するに、校長の職務上の独立の範囲に一体属するかどうか、所属職員を監督するということは校長の職務です。これは二十八条にありますから。しかしながら、だからといってそのような勤務評定をしなければならぬといふことにはどう考えてもならぬのです。私の見解によれば、業務命令はできない、それから委任という形もできないという見解を持つておりますが、

しかしこれはいろいろ齋藤参事官の答弁もございましてけれども、この問題はいずれまた私はあなたの御答弁を冷静に速記録の上で検討して、間違つた行政指導をされては困りますから、これはお互いにやはり研究してみたいと思う。

次に私が申し上げたいことですが、この前実は質問をして松永文部大臣からも内藤局長からも的確な御答弁が得られていないのです。それは憲法第十九条に對する見解であります。思想、良心の自由は保障しなければならぬといふことがあるわけでありませう。文部省に道徳教育をやましく言われておるわけでありませう、そうなるて参りますと、その思想、良心の自由、憲法の尊重ということが考えられてこなければならぬ。

そこで私が率直にお聞きしたいことは、校長がどうしてもできない、法律上はかりに可能であるといふ。しかし私はどうしてもできません。こういうものを言ひ、ばかになつてあるか。ある学校長、たとえば愛媛県であったことですね。あのABCDEの五段階、通常の分配曲線、優秀な者が一割、劣等の者は一割、こう作れとあのときには言われたのです。校長はそんなことはできない。自分の学校はなるほど悪い者も一人くらいはある。けれども、最優秀の者を一割、一番悪い者が一割という機械的な正常なノーマルな曲線で勤務評定なんか言けるものか、言けません。こう言つて校長は誠意をもつて訴えた。そうすると、よし、お前の月給は上げない。お前が出さなければお前の教員としての月給は出さない、こうからめ手から圧力が

た。そこで問題が起つた。そうして私はこれはゆゆしい問題だと考えた。こういう場合に、松永文部大臣、教育委員会というものはそういうことができないものでありませうか。自分が考えることを、ノーマルな分配曲線で、どうしても悪い者を一割出さなければならぬと書け、こういう命令、押しつけというものができるものでありませうか。やつた場合に憲法第十九条というものはどういふことになるとお考えになりますか、お尋ねします。

○松永国務大臣 御指示になりましたように、どうしても書けないといふのを、どうしても書けないといふ手を握つて押しつけるようなことは自由を束縛し、自由を制限することですから、これはすぐ法律に違反していると思ひます。

○野原委員 それはできませんね。押しつけるといふことはできませんね。押さない、どうしてもいふやだといふものを押しつけることはできるものですか。それは事実上もできませんし、法律上ももちろんのことだと思ひます。

○野原委員 さすがは松永さんだと思ひます。私はやはり率直にそういう御答弁がいただきたいのです。私も何もいやがらせでこういう問題を言つてゐるのではないのです。やはり率直に率直な御態度であれば、私たちも率直に意見を述べて、互いに建設的に歩み寄つていくということが大事なことでありませう。私はただいまの御答弁は非常にけつこくな御答弁だと思ひます。これは憲法第十九条がある限りできない。そういうできないことを愛媛県の教育委員会はやつてきたのでありませう。

す。やつてきたその過程において、私どもは文教委員会で、衆参両院とも、こういうことはできないじゃないか、どうだといふことを追及したので。その当時の文部大臣は松永さんであつたかどうかは知りませんが、一体内藤局長はそういうことに対してどういふ指導を教育委員会に具體的にやつてきたか。そういうことは間違ひだ、そういう人権侵害的な憲法違反的なことは慎しまなければならぬといふ、あなたは指導助言を、注意を、勧告をしてきておられるかどうか承つておきたい。

○内藤政府委員 今大臣が申されたことは、法律的にも事実的にも不可能なことは校長といふまでもできない、こうおつたのでありませう。愛媛県の場合は私は違ふと思ひます。愛媛県の場合は、適当か不適当かといふ問題はあるにしても、これはできたのです。それが証拠には、あとで全部の校長が勤務評定を提出したのであります。不可能なことはいかに私は命令があつてもできないと思ひます。

○野原委員 あとで書いたと言ひけれども、あとで書いたことは、心ならずも書かされたのである。心ならずも書かされたような評定の報告を、教育委員会を出したといふことは人事管理上も好ましくないことでもあります。そういう一つの行政の権力者が圧力をかけて無理やりに出させたその評定が、科学的な人事管理は何が役に立ちますか。やはり校長の良心にかんがみだ評定を出さなければならぬ。だから私はそういうやり方というものはないと思ひます。あなたはあとから出したのだから、それはできたのだ、それはへ理屈

かして今の地方財政から教育費を少くしようというこのみを念願してこの問題を取り扱っているわけです。あなた方は一生懸命勤務評定をやれやれと言うけれども、実際にやった結果は、能率を高めるとか教員の資質を向上す

るとか職場の体制を作るとかというより、な目的は何ら果されてないという事です。ただ残る問題は、先ほど野原君が述べられたように、学校長の教育の良心を阻害し、あるいは職場における空気を沈滞せしめる、そういう悪い結果だけが今日残つておるといふことは、私は教育にとつて実に重大な問題だと思ひます。幸い総理が見えられましたので、おそくこの問題については他の委員諸君からも問題の提起があるだらうと思ひます。私は教育にとつてきつめて重要な傾向をはらんでゐるという事を指摘いたしまして、なおこの問題についてはほかの方に譲りたいと思ひます。

○山下委員長 野原委員にちよつと申し上げますが、総理大臣はけさから参議院の方にとられまして、時間がおそくなつてまことに申しわけないのであります。従ひまして約三十分ほどという事でございまして、その予定で質問をお願いしたいと存じます。

野原委員 総理にお尋ねをしたいと思ふのであります。

最近の政府の文教政策のやり方を見ておりますと、私どもとしてはどうしても納得できない点がたくさんあるわけでありまして、そこでこの際総理にお聞きしたいことは、教育の基本的な問題についてあなたはどういう所信をお持ちにおられるかということでありまして、御承知のように、昨年の七月に岸内閣が発足いたしました、九月十七日であつたと思ひますが、岸内閣の政策発表が行われたのであります。その政策発表が行われたときに、特に岸内閣としては文教政策には力を入れて

いきたい、労働政策には力を入れて参りたいということが大に呼ばれていたのであります。一体何が岸内閣の文教政策なのか、どこに力を入れていかれるのか、去年の九月以来今日まであなたがとつてこれら文教政策というものは、私どもには得心ができないのであります。どう考えておられますか、何を一体文教政策の重点に置いてその施策を進め今日に及んでおられるのか、お示しを願ひたいと思ひます。

○岸内閣大臣 私が文教政策に重点を置くという事を申ししたのは、文教の問題は、国の将来長きにわたるところの繁榮の上から見まして、きつめて大事な事であることは言うを待たないものであります。この意味において、それでは一体どういふことを根本に考えておられるのかということでございますが、言うまでもなく教育基本法の精神を尊重していくことが日本の教育の根本であると思ふのです。これは言うを待たないと思ひます。ただ個々の問題に當つてみますと、そのことが日本の国情に合わないこともございまして、またその基本法を尊重してこれを實現するためには、いろいろの点において不十分な点もあつますから、これを一方において完備すると同時に、国情に合わないところのものは国情に合うように変更していくということを考えておるわけでございまして。

○野原委員 かつて、岸内閣のときであつたかどうかは知りませんが、自由民主党の文部大臣であつたことには間違ひありませんが、その某文部大臣が、この衆議院の文教委員会での次のように申されたことがあるのであります。

それはあなたが答弁されたことと大体似ておる。その人は、憲法と教育基本法だけでは今日の日本の教育は十分でないといふことを言つたのです。今、教育の基本的な点についてどう考へるかという私の質問に対して、総理は、憲法と教育基本法と一応答弁はされましたが、国情に合わないといふ云々というように、何らかそこに一つの大事なことがつけられておるよう思ふ。私が聞きしたいことは、今日の日本の教育というものは、日本の憲法、教育基本法だけではほんとうに十分であるのかないのか、総理はどう考えておられますか。その文部大臣はかつてこう言つた。両性の平等だけでは日本の家庭は維持できない、男女平等は今日の憲法の基本原則になつておる、だから教育の面でこれらの点を始末していかなければならない、教育で始末しようといふのです。憲法と教育基本法がここにあつて、教育で始末しよう、この考え方はすでに多分に危険なものがあつると私は思ふ。あなたも御承知のように、明治五年に学制を發布してから西洋文明をわが國はどんどん輸入した。デモクラシー、自由民権の運動が高まつてきた。自由民権の運動が高まつてくると、明治二十三年には元田永幸さんの考へで教育勅語というものがあつたと示されておる。だから自由民権的なそういうものを教育で始末しておる。

大正になるまたデモクラシー運動が第一次大戦後はうはいとして起つてきておりました。起つてきたあとに出てきたのは何か。大正十二年の国民精神作興に関する詔書、こういうものが出てきておる。教育で始末しようといふ考え方がどこにあるのじやないか。

○岸内閣大臣 法治国であり民主主義國であつて、その基本的なものが憲法であるいは教育基本法等において示されておることは言うを待ちません。しかし、いかなる法治国であらうとも、民主主義國であらうとも、法律だけですべてが解決されるものでないことも、これまた言うを待たないと思ひます。われわれは常に國民の繁榮と福祉を増進し、平和國家としての民主主義政治の徹底を考え、また次の時代を背負う青少年諸君の人格形成の問題を考えますときに、法律の規定だけですべてが解決されるものでないといふことは、皆さんにもよく御了解願ふことと思ひます。しかし、われわれの國のあり方の基本といふものは、今お話しした通り憲法及び教育基本法に示されておるその精神を尊重していかなければならぬことは言うを待たない、かように考えております。

○野原委員 答弁の御趣旨がどこにあるのか、頭が悪いものですから把握するのには苦しむのであります。それが私は言葉をかえてお尋ねしたいと思ふのであります。

今日、文部省は道徳教育ということに非常に力を入れてきておるのであります。道徳教育といふことはもちろん私どもも賛同するところであります。ただ道徳教育をいかにやるかといふことになると、たくさん問題があるから、私どもは文教委員会でもこれを取り上げておるわけであります。総理

も御承知のように、戦争前のわが國の学校教育——学校教育だけではありません、日本人の進むべき方向といふものは、先ほど私が申し上げました教育に関する勅語で尽きておつたのであります。教育勅語というものが日本全体の道徳的基準になつてきておつたことは総理も御承知の通りであります。その教育勅語の精神に従つて学校教育が行われ、小学校から大学まで、社会教育まで、あるいは國民全体の教育がなされてきておる、これもまた當然であります。しかし、今日教育勅語がそのまま通用すべきものでないことは言を待ちません。日本の國家は變つたのでありますから、言を待たない。そこで総理にお尋ねしたいことは、一体これから世界の中で日本人はどう生きなければならぬとあなたは考へておられるかという問題です。教育勅語といふもので道徳基準が示されて、それを守つて今日まで教育をやつてきたわけでありまして、けれども、今日の日本は、これからの世界の中に日本人として一体どう生きていかなければならぬのか。総理は教育に非常に力をお入れになるわけでございますから、日本人としての理想的な人間像、日本人はこうなければならぬといふものを明確に持つておられると思ふ。政府の最高責任者である総理が、今日日本人としての理想的な姿をどこに置いておられるのか、どういふ日本人が一番りつぱな日本人だと考へておられるか、御答弁願ひたいのであります。

○岸内閣大臣 言うまでもなく、先ほど私一言触れましたが、日本の國は、現行憲法のもとにおいて民主主義の國であり、平和主義の國であり、また社

会の構成において人権が尊重されておる、これは国の三大柱であると思ひます。従つて、将来の国を背負う青少年諸君がそういう根本に徹することは言うを待たないことであり、われわれはあくまでも平和国家として、世界の平和、それから世界人類の福祉の増進、世界の繁栄と文化の向上に、われわれがその一員として十分な貢献をするという心がまえで、それにふさわしいあらゆる徳性やあるいはまた技能、知識等を身につけることが教育の課程においてなされなければならぬ、かように思つております。

○野原委員 大日本国憲法に書かれておること、教育基本法の前文なり第一条に述べておることに尽きようかと思つております。私も同感であります。そういう考え方で文教政策が進められるというについては、私どもはもとより賛同するのでありますけれども、遺憾ながら今日の岸内閣、あなたの政府のとられておる文教政策がそういう方向に進んでおるかどうかという点については、実は疑わしいものがあるのではあります。歴史的に考えてみても、たとえば総理はたゞいまだ人格の完成とか人間の尊厳ということとを述べられておる。りっぱな人間を作る、平和のために、平和な国家社会にほんとうに献身できるような人間、これがりっぱな日本人だ、こういうことを言われるわけでありまして、そういう参り参りますと、たとえばこれは、人間の尊厳ということに例をとつて参りたいと思ひますが、国民の間に人間の尊厳を確立しなければならぬ。人間はたつたもののだ、こういう考えを国民の間に推し進めて参りますと、私ども

もが第一に考えなければならぬことは、人権意識ということが問題になつてきようかと思ふ。ほんとうに基本的な日本人の人権を確立してやるということがあらゆる政策の上で出てこなければならぬのであります。そうでなかつたらば、それは言うはやすくして、政策の上では何も表れていないという点に実はなるかと思ふ。ところが権力階級、こういう言葉が悪ければ私は努めて避けたいと思ひますが、権力者側というものは、歴史的にながめてみても、これは洋の東西を問わず、国民の間に人権意識が根強くわき起つてき、そういう意識が民衆の間になつて頭をもたげて参りますと、それを押えにかかると。それが今日までやつてきた歴史のあり方なんです。私は、道徳教育の面においても、勤務評定の面においても、そういう考え方がやはり流れておるのではないかと懸念を持っております。そういうことはいかと言へば、ないとおっしゃるかも知れません。だからそういう点についてはあえて質問はいたしません、そこで総理にここでお聞きしたいことは、今日の憲法なり教育基本法の精神

は、今日の憲法なり教育基本法の精神というものは、教育行政を進めるに當つては、たとえば教育の予算をふやすとか、あるいは教育の機会均等に十分に尽すとかいうことである。私はそれが教育行政だと思ひます。どうしようもないイデオロギー、どうしようもない考え方である。全国の学童に教へなければならぬという教育の内容についてまでタッチするということは、今日の憲法なり教育基本法は考へていない、こう思ふのであります。どうお考えですか。

○岸國務大臣 もちろん民主政治の根本は——今前段に、世界歴史を見ると、権力者は常に大衆なり民衆に對してこれを弾圧し抑へつけるような歴史を繰り返しておるといふお話がありましたが、私は民主政治というものの持つて、国民の投票によつて国民の支持を受けておる者が、政權を担當するということが民主的に行われることによつて、今お話しのような弊害が是正されるのだ。たとえば道徳教育の問題にいたしまして、あるいは勤務評定の問題にいたしまして、これに對して政府なりあるいは与黨の政策が国民多数の人々の支持を受けないことであり、そういうことはけしからぬことであるならば、選挙において、そういう考えを持ち、そういうことをやつて

いることを国民は支持しないというところ、民主政治の審判は行われるのであると私は思つております。今お話しなされた日本の戦後の教育につきましては、もちろんこれは中央集権的な考え方ではございませんで、地方にそれぞれ教育委員会等の制度もございまして、教育の内容等につきましてはいろいろな点について責任を持つことになつておりますけれども、もちろん中央においてそれぞれに對して適當な指導といひますか指針を与えるということはあり得ることであり、それが不當なことではないと私は考へております。

知つておる。道徳教育のやり方についても、これは幾多の、東京大学の教授とか、教育界において意見があることも知つておる。しかしながらこのことがいかに悪いかといふことは、選挙のときに国民が審判をしたらいいのだ、こういう考へであつたが文教政策を進めておるとしたら大へんな問題です。権力を持つておる間は何でもやつたらいいのだ、三年なり四年の間に選挙がある。今日解散はするに延ばされてきておる。昭和三十一年の秋に解散が行われなければならぬとわれわれは主張しておつたが、岸さんはずっと延ばしてきておる。私は議院運営委員会でもやかましく言つたが、あなたはがんとししてお聞きにならなかつた。予算委員会でも同様。権力についている間は何でも勝手にやつたらいいのだ、選挙のときに審判をしてもらうのが民主主義政治のあり方だ、公式的にそう考へられて、今日の最も大事な、政治よりも大事な教育政策というものをあなた

は本氣になつて進めておられるのか、承わつておきたい。これは大事な点です。

○岸國務大臣 私の申し上げましたことは、民主政治というものの一般の考へ方を申し上げておるわけでありまして、社会党が従来われわれに、政權がかわれば国民の審判を受けてその信任を問ふと言われておることも、私のさつき申し上げましたことも精神的には、考へ方では、私は同じことを申し上げておるつもりであります。ただ教育の問題が大事な問題であることは、先ほど来のお話でわかつておるやうに、大事な問題でありますから、勤務評定の問題にいたしまして道徳教育

の問題にいたしまして、それに対して十分国民が理解し、もしくは批判し、これに對する十分な理解と公正な批判ができるように、あらゆる点において努力すべきことは、与野党とも、私は民主政治の任にある公衆としての責任であると思ひます。そういう点につきましては十分お互に努力をしなければならぬことは言うを待たせません。政權を持つておる間は何かをしようがそれは選挙のときの判断にまかせればいいので、何でもいひのだからというやうな無責任なことを、いやしくも国民のために政權を担當してゐるわれわれが考へるわけはございません。それはもちろん私がよく申し上げておるやうに、あらゆる面において、最後の決定的な審判というものは選挙においてきましますけれども、世論の動向なり、国民の意向というものは絶えず十分に耳を傾け、あるいは声なき声にまで耳を傾けて誤まりなきを期するということは、政權を担當しておられるわれわれとしては、及びまされどもかねがね考へておることでありまして、もちろん考へていかなければならぬと思ひます。

○野原委員 声なき声聞いて政治をやつておられるということ、私はそのことはなるほど総理大臣としてはそういう努力をしておられるかも知れませんが、今日の日本の文教政策に関する限り、声なき声聞いて政治をやつておるとは言えないのであります。失礼ですけれども、あなたはその点をどう把握しておられるのか。たとえば道徳教育といふそのこと自体にはだれも反対はしていません、道徳教育に例をとつて申しますと、実はこの道徳

教育というものを特設時間、特に時間を設けて教えるのだ。今までの道徳教育のやり方は非常に間違っていたから、特に時間を設けてやらなければならぬ。底しなからというのでなさうとしておる。松永文部大臣に言わせると、よいことはよいのだから早くやるのだ、こう言うわけだ。ところが私どもはこのやり方について、もう少し時間をかけて、国民の中にもいろいろ批判があるのだから、耳をかしたらどうか、少くともあと半年くらいしたらどうか。なぜあと半年かという、学校教育法の施行規則が改訂にならないれば、道徳教育というものは、特設時間を設けるということには無理があるのです。特設時間というものは、生活指導というものは可能になっておりまして、無理がある。ところが無理解やりに文部省は法的拘束力のない通達——今年の九月までは待てない。算数とか国語とか、そういうものは学習指導要領の基準に従ってやっております。学習指導要領もない。手引書というように簡単なものを作って通達を出して、あと四、五カ月したら施行規則を作るという。こういう点は粗製乱造のやり方ではないか。少くとも法律的な制度を整え、規則の改訂もやって、そして声なき民の声を聞くと言われるならば、どんなにおきらいでありましようとも、六十万の教員は教職員組合に加入しておるわけでありまして、教職員組合の声を聞く、これがほんとうの労働行政でもあり、文教行政でもあらうかと思う。頭からあいつはだめだ、こうきめつけないで、やはりそういった意見をも聞いて文教政策を進めなければならぬ。勤務評定について

もしかりであります。これがなされてないのではありません。しかし私はあえてこの点は総理に質問しようとは思いません。遺憾ながら、あなたの声なき民の声を聞くということは、文教政策については現われていないということに指摘するにとどめたい。

そこで次にお尋ねしたいことは、平和の問題です。平和な人間を作ることが理想的な日本人だ、平和な社会国家の建設にほんとうに献身的に努力する、平和を築き上げる、平和のために勇敢に戦う、こういう人間を教育で作らなければならぬ、私はこのことはまことに敬服に値するお言葉だと思ふ。御承知のように、戦争前におきましては遺憾ながら教育というものは平和と結びつかないで、戦争と結びついておりました。これは私も認めなければならぬ。ところが教育は、これから先は、平和と結びついていかなければならぬまいかと考えるのであります。そうやって参りますと、私もは総理とは見解を異にしておりますが、今日学校の先生が、今日日本の政府は軍事基地をアメリカに提供しておる。これは勝手に提供したのではなしに、七年前の吉田茂さんのサンフランシスコにおける日米安全保障条約というものが原因になっておる。ところがこういう安保条約で軍事基地を提供するといふようなやり方は、日本の平和にとつて非常に危険なことだ。日本がそういうようなある特定国とだけ提携していくということは、今日の日本が生きていく上にとつてどうも危険千万だ、こういう判断をされて、先生が自主的にそういう教育を子供にされる、そのこと自体どう考えますか。それは先生が自主的にそう考えて、ほんとうに平和な人間を作らなければならぬのでありますから、そういう教育は私は可能であらうかと思ひますが、そういう教育はやつたらいけないですか。総理はどう考えますか。

○岸国務大臣 前段のこととごさいますが、今道徳教育についてその必要であり、それがよいことであるということについては、国民だれも異存ないといふようなお言葉で、われわれはますます自信を深めるわけでありまして、やり方等について決して慎重を欠くことが、あるいははなはだ軽率であるといふようなことがあつてはならない。これは文部大臣が十分その施行のことについて慎重に扱うことは当然でございまして。今御質問の次第である日本の平和を守る上において、安保条約というやうな一國との間にそういう条約を結ぶという考えは間違つており、そういうことが日本がほんとうに平和国家として成り立つということにかりにある人が考へて、それを子供に教へたらどうだ、こういうお話であります。今日私どもは実はその根本については違ふ考へを持っております。今の国際情勢というものを正當に理解し、日本の国の立場を考へてみると、そういう議論も世間にはあることは、私承知いたしておりますが、私は私承知いたしておる。日本がそういう安易な考へ方では日本の安全は保障されないと思ひます。また安保条約によつて、アメリカの駐留軍によつて日本の平和が、安全が維持されておるといふ状態が日本民族の将来のために望ましい姿とも思ひません。しかしそれらのことにつきましては、各人がそれぞれの批判と考へ

を持つことは当然でありまして、先生自身がそういうふうなことをほんとうに独立に、その人が一個の考へとして考へられるといふことは、私は民主主義の国としてどういふ考へをするも——私は違つた考へを持っておりますけれども、そういう私が間違つておると考へる考へをその人が持つことは私何らとがめませんが、子供に吹き込まれることは望ましいことだとは思つておりません。

○野原委員 もう一点だけ、大事な点で総理の御答弁がありましたから触れておきたいと思ふ。私も道徳教育に賛成をするといふことは、私どもの考へておる道徳教育は総理から答弁された人間の尊厳を確立する道徳教育、平和な社会国家を建設する子供を作つていく道徳教育、長いものに巻かれようとか、あるいは真実を求めないといふやうな、そういうゆがんだ人間を作らない道徳教育というものを、私どもは打ち立てていかなければならぬと実は考へておるわけなんです。今日私どもの日本人といふものは、これは総理もお認めになるように、上は天皇から下は民衆に至るまで、家の中にあつては家父長から家族に至るまで、戸主といふものが法的にもあつた。いわゆる縦の服従道徳であつた。この縦の服従道徳といふものはいろいろな弊害がある。自由平等な立場に立つた考へ方に立つて今日の憲法も教育基本法もできておることは、あなたも承知される通りである。だから權威に盲従することのない人間を作つていかなければならぬ、私どもはこう考へるがゆゑに、今日文部省が特設時間を設けて、手引

書で——なるほど人間の尊厳確立とは一応うたつております。しかしながらそのやり方というものは、今までの教師といふものは戦争前の教育を受けてきた教師でありますから、十分に時間をかけて考へていかないと、間違つた過去の愚を繰り返すかも知れないから、もう少ししばらく時間を置いて議論をしたらどうかというのに議論をしない。私どもが質問してからやつと文教委員会が文部大臣が答弁をするといふやうな体たらくです。どんな通達を出しておる。いやでもおうでもこれは受ける。学習指導要領、そんなものはどうでもいふんだ、今まで学習指導要領がなければ教科の指導はできないといつておきながら、そういうやうなやり方を実はいたしておるのであります。だから私どもはそういう考へで道徳教育を進めていかなければならぬと思ふ。これは間違つておるかどうか、そういう考へをも聞かないといふ今日の文教行政のあり方というものは、それでも声なき民の声を聞いておると総理は断言されますか、承れておきたいと思ふ。

○岸国務大臣 こまかい具體的の、文部省がどういふ措置を何月何日しておるかといふことは、私承知いたしておりませんけれども、この問題は文部大臣におきまして、こういう非常な経験に富み十分社会的のあらゆる面における苦勞を積んでおる人でありまして、また、文部大臣が教育のことに関する重大な責任も十分に意識しておられる方でありまして、これを実行される時期については万全を尽されておる、ただ今お話しのように、慎重審議という意味においていた

ずらに時間をかけるということが望ましいか、あるいはとにかく今申したような立場にある人が相当に考えて、慎重に考慮して、いいことであるから一日も早く実現したいという考えでやっておられるかということにつきまして、私は十分に文部大臣を信任してやっていただいておりますわけでありまして、決してあの人間から申しまして、無理をするような人ではないと私は確信いたしております。

○山下委員長 高津君。

○高津委員 私は三月の第四日曜日に広島市に行つておつたのであります。が、一万七千の県下の教職員の中で実に一万三千人が広島市に教育危機突破大会を開いて集合しまして、そうして教育の危機を守れ、この教育の危機をみずから目撃しながらこの運動に参加しない者があるならば、これは教育界から追放しなければならぬ、実に悲壮な叫びを聞いて参つたのであります。これは多少のこぼれはあっても、これは全国的に巻き起つておる教育界の大混乱だと思ひます。文部大臣という担当大臣もありませんが、あなたの内閣で戦後十三年間初めてこういう教育界の大混乱が生じたのであるから、総理としてはこの際何らかの手を打たれるべきであると思ひますが、手をお打ちになる考があるのかどうか、それをまずお伺ひします。

○岸国務大臣 私は今この教員組合の諸君が、おそろくそういう議論の根柢をなしている一番大きな問題は勤務評定の問題ではないかと思ひますが、全体が一つの教育の危機がおきておる、危機に際してわれわれは一つの突破口を作つてこの危機を突破しなければならぬといふような事態は私は考えておりません。むしろ教員諸君がそういうふうにご事情を保持していかうとしておるところに非常な混乱があるのではありません、そうでなしに、冷静にこの事態をわれわれが考えるならば、決してそういう危機がきておるといふふうなものだとは思ひません。

○高津委員 私は勤務評定も実に重大な問題であるし、道徳教育を特設されたいということも非常に大きな問題だと思ひます。それからやはり教育委員の公選制をいづゆる任命制に切りかえたことも教員に対する攻撃だと私は考へております。次から次へ持つていかれるのに、岸総理が日本の指揮権を持つて今指導者に立つておられるということに對しても、教員は非常に不安を感じ疑問を持つておられるに思ひます。道徳教育を特別の時間を作つてそこで教えれば、愛国心の教育をせねばなりません。文部大臣はどのように申します。愛国心を教えれば国防観念、国防思想、そういうことを、やはり国を守るということをお教へねばならぬであらう。ところが岸総理の動きを見ておると、アメリカへ往復してこられるたびごとに、日米関係というものは深まる一方であつて、幾らか修正されそうに見えた保守党の政府の政策が、また日米の新段階というので後退して、再軍備、憲法改正が急調子でまた進められようとしておるのであります。あなたに對する疑念というのは、いよいよ戦争を始める場合に、海軍は自重論、陸軍はアメリカを過小評價してやるべし、その場合に一番文官として最高の発言を閣議で持つておられたのが、日本の経済実力を知つてお

る商工大臣であるあなたであつたわけでございます。そういう場合には文部大臣が発言したつて権限ありません。その場合にあなたが大丈夫だと言われたから戦争が始まる、こういう重大な責任があなたにあったということをお国の教師はみな知つております。さらに戦争が終るころに、官中では会議が始まつておる。そうしてどうしてこの戦争を終局しようかという心をある政治家がみな考へておるときに、あなたはそのように行動をされたか。総理になられなければだれもそう調べる者もなかつたかもしれないけれども、今日はいろいろ調べが行き届いておる。八月十五日の数日前に山口市の松田屋においてあなたの組織されておる尊攘同志会の青年隊を集めておる、一億一心で、断じて平和など語るべきではないといふ、とても強硬な、アメリカを過小評価したまゝの見解をそのときもずっと続けておられた。さらに進んで、今度はいよいよ占領軍が来て、あなたの方を戦争責任者として引つぱらうとしたときに、あなたはそれのときもまだ態度は変わらず、キーナン検事であろうと、その他の検事であろうと、裁判官に對して言うべきことは、いかに言つたかと言つて果敢へ入つていかれたわけでありまして、そしてそれを貫かれるかと思つた。そして、あなたには寺内寿一大将を持つてこよう、こういう考へがあつたにせよ、東条さんとの意見の相違もしいいに出てるから、しさいの部分だけ言われて、時の關係として東条が悪い、あなたはこのへ出られる、東条さんはあのように死刑、その前の広田弘毅氏

も死刑、その他たくさん死刑者や自殺者が出ておるのであります。国の根本政策について責任のある人間としての態度をとつておるのであります。道徳教育の中では指導者の責任といふことも教える。そして出てこられてアメリカに行かれて、今度はアメリカを過大評価されて、国は一カ国では防衛はできないのだ、科学技術が兵器、武器の方面にきておる以上は、一カ国ではできないのだ、アメリカと結んでいく以外にはないのだ、集団防衛が現代の常識である、これ以外のことを教えるものは好ましくない、こういうような意見を、たつた今もそこでアメリカ一刃倒を述べられたのであります。が、やはり道徳教育といふものには濁りがあつてはいかぬと思つたのです。国の指導者がすつきりしておれば、この教員のはうはいたる反対運動、教育を守るために、そうして愛国心からも反発をするといふような、こういう空気が私は起らないと思つたのです。あなたはさきにはアメリカを過小評価して日本を誤まり指導し、今またアメリカを過大評価して、アメリカがソ連と武器の競争において敗れて、あつて、よめいて、ノイローゼになり、ヒステリーであることはだれでもみな認めております。アメリカの反共ヒステリー、しかし今や反共ノイローゼの状態になつて、しかもソ連の最高會議で自分の国からは原子爆弾の実験はやらぬといふあの声明で、アメリカは追い詰められておるのであります。だから動物でいへば、ソ連がライオンでアメリカはオオカミかもしれぬ、その戦闘力において、アメリカと集団防衛集団防衛といつて、ライオンのちやうど目の前で

戦う訓練をし、軍備を拡張するといふような、そういう指導を、そういう国防の方法、それを学校で教えれば、それは批判精神を身につけた子供は、それでは日本は負けぬじゃないかといふ、そういう質問をやるのであります。私はやはり筋が通つておらなければいかぬと思つたのです。またこの人は日本を戦争にもう一べん引きずり込むのじゃないか。アメリカが三十分後に爆撃されれば、それより十五分前に国は焦土と化するのじゃないか、前線基地だから……。これが日本人の常識であり、裸の王様の話のように、みんな王様は裸だといふことを知つておるが、公けの席で、あるいは個人的な席で、あなたはこの道あるのみだ、この道あるのみだと言つておられる裸の王様みたいなものだと思つたのです。だから純真な学童、生徒は国防の方法についていろいろな質問をして先生を苦しめるに違ひないのです。そうして学校の先生は戦争前に教育勸語の教育をやつて、戦後民主主義の教育をやつて、ここにまた岸信介という総理大臣が現われて、それをもう一べん七面鳥のように学校の先生を変えさせるならば、学校の先生はそれを何と申さうぞい、ましようか。教育の地位といふものが、教育の権威といふものが失われると思つたのです。局長はあなたの命令で動くので、それはまあ問題にしない。あなたには責任があります。私はこの際は冷戦といふか、低い姿勢といつちやいやでしようから、かくばかり混乱をした場合には、なんとか日教組の中央幹部と會つて、十分懇談して、そうしてこの大混乱をしずめるような考へ

をお持ちにならなければならぬと考えますが、総理いかがですか。

○岸国務大臣 もちろん行政の運営につきましても、われわれは決して混乱を望み、混乱を巻き起すことを考えるべきでないことは言うを待ちません。それについて各種の措置をとるべきことは言うを待たないのであります。しかし今直ちに日教組の諸君と会ってこの問題について懇談しようという考えは私としては持っておりません。

○高津委員 松田屋のことはどうですか、認めますか。

○岸国務大臣 私の過去におけるところの行動についての御批判はもちろん高津委員の自由であります。私は高津委員の名譽のために申し上げておきますが、これは事実なりとお話になりましたが、そのおあげになりました事実とはちつとも事実じゃございません。そのことだけを明確に……。松田屋の事実なんというものも間違っております。私は終戦の直前約一カ月は病床にありまして、この事実から申しましても数日前にそういうことを言うということとは絶対にありません。

○高津委員 そのときに読まれたメッセージを持っておるといふ者さへあるのです。

○岸国務大臣 私の過去におきましては、私が申し上げることは絶対に間違いないでございます。

○高津委員 私の質問はこれでけっこうです。

○山下委員長 本日はこの程度といたし、散会いたします。

午後一時二十九分散会

〔参照〕
義務教育諸学校施設費国庫負担法案
（内閣提出第一三八号）に関する報告書
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第六三三号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

文教委員会議録第十二号中正誤

一ページ、出席委員欄中「野原覺君」を削り、委員外出席者欄の最初に「議員野原覺君」を加え、一ページより一〇ページまでの各ページ発言者の表示「野原委員」を「野原覺君」とする。

文教委員会議録第十三号中正誤

一ページ、出席委員欄中「野原覺君」を削り、委員外出席者「議員鈴木義男君」の次に「議員野原覺君」を加える。